国 土 交 通 省

1. 背景

本評価は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成 26 年法律第 24 号。以下「法」という。)第 36 条第 1 項に基づき、平成 26 年 10 月 20 日から平成 27 年 3 月 31 日(以下「平成 26 年度」という。)の海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。)の業務の実績について評価を行うものである。

機構は、海外における交通事業及び都市開発事業について、当該市場の継続的な成長発展が見込まれる一方で、これらの事業が投資の回収に相当期間を要するとともに事業環境の変化により収益の発生に不確実な要素を有していることを踏まえつつ、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外においてこれらの事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的とし、法に基づき平成 26 年 10 月 20 日に設立された株式会社である。

機構の業務の実績評価に当たっては、機構が、活動原資の大宗が国からの出資である官民ファンドであることを踏まえ、以下の点に留意している。

- ①国土交通大臣が認可した収入・支出予算を適正に執行しているか
- ②法第24条第1項に基づき国土交通大臣が定める株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準(以下「支援基準」という。)に従って適切に支援決定を行っているか
- ③官民ファンドの運営に係るガイドライン (平成 25 年 9 月 27 日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)に基づく検証の一環として設定した KPI を達成しているか

平成 26 年度における支援決定案件はないものの、平成 26 年 10 月 20 日の設立以降、会社としての経営及び運営の基盤を確立するとともに、支援対象事業の形成に必要な審査基準等の整備に注力しているところ。

なお、設立時から平成 27 年 3 月末で 43 件の出資相談があり、分野別にも地域別にも満遍なく 持ち込まれている。

2. 個別の項目に対する実績評価

(1) 収入・支出予算の適切な執行

機構は、毎事業年度の開始前に(機構の成立の日の属する事業年度については「その成立後遅滞なく」)、当該事業年度の予算を国土交通大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされている(法第30条第1項・附則第3条)。また、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を国土交通大臣に提出しなければならないとされている(法第32条)。よって、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・支出の状況を比較して評価を行う。

①収入予算の執行

<出資金>

平成 26 年度の出資金収入は、政府出資金 54 億円、民間出資金 53.975 億円の合計 107.975 億円となっている。政府出資金が予算額以下となっているのは、平成 26 年度中に機構からの出資が実行されなかったことによるものであり、問題は認められない。民間出資金は、予算額を上回る額となっており、この点については、民間資金の活用の観点からも適切に財務基盤を強化できたと評価できる。

<借入金>

平成26年度の借入金の実績はないが、これは、平成26年度中に機構からの出資が実行されなかったことによるものであり、問題は認められない。

表1 主要な収入データ

単位:千円

科目	収入予算額	収入決定済額
(款)出資金収入	62, 500, 000	10, 797, 500
(項)政府出資金	58, 500, 000	5, 400, 000
(項)民間出資金	4, 000, 000	5, 397, 500
(款)借入金	51, 000, 000	0
(款)その他	0	689
合計	113, 500, 000	10, 798, 189

②支出予算の執行

<出資金>

出資金の実績はないが、 これは、平成 26 年度中に、支援対象事業者に対する出資が実行されなかったことによるものである。平成 27 年度早期の支援決定及び出資の実行を期待する。

<事業諸費>

事業諸費の執行額は予算額を下回っているが、これは、平成 26 年度における事業の内容が、 社内規程の制定、社内体制の整備、案件相談への対応、支援決定に向けた審査等が中心であったことに伴う必要経費の減少が主たる要因であり、問題は認められない。また、その支出は、 機構が策定した予算の範囲内かつ機構が策定した会計規程等に沿って適正になされたことから、 適切なものと評価する。

<一般管理費>

役職員給与の予算額との差異(減少)は、認可予算時点で想定されていた定員 60 名と実員 21 名 (平成 27 年 3 月 31 日現在)の差異による必要費用の減少が主たる要因であり、問題は認められない。他方で、今後、案件審査をより一層迅速かつ適切に進めていくために優れた人材の確保を進めることが必要である。

表 2 主要な支出データ

単位:千円

科目	支出予算額	支出決定済額
(項)出資金	110, 500, 000	0
(項)貸付金	0	0
(項)事業諸費	2, 367, 803	10, 688
(目) 事業諸費	522, 750	0
(目)調査費用	1, 803, 730	2, 872
(目) 旅費	41, 323	7, 815
(目) 支払利息	0	0
(項)一般管理費	1, 270, 597	545, 514
(目) 役職員給与	513, 965	145, 717
(目) 諸謝金	13, 767	1, 157
(目) 事務費	599, 057	256, 821
(目) 交際費	906	319
(目)退職給与引当金繰入	1, 165	0
(目)固定資産取得費用	141, 737	131, 100
合計	114, 138, 400	556, 202

以上により、平成26年度の機構の収入及び支出については、いずれも国土交通大臣から認可された収入及び支出予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められない。

なお、今後、機構において支援決定を着実に行い、支援の実行により予算が着実に執行される ことを期待する。

(2)支援基準との適合性

①支援対象となる対象事業が満たすべき基準

項目	実績
(1)政策的意義	平成 26 年度は、支援決定の実績なし。
(2)民間事業者のイニシアチブ	
(3)長期における収益性の確保	
(4)他の公的機関との関係	

以上の通り、機構は、平成 26 年度においては支援決定を行っていない。平成 27 年度の早期 に支援決定が行われることを期待する。

②対象事業支援全般について機構が従うべき事項

項目	実績	
(1)運営全般	・平成 26 年度は、支援決定の実績なし。	
(2)投資規律の確保	・投資規律を確保するため、必要な人材の各方面からの登用	
	を行い、適切な体制を構築した。	
	・監視、牽制機能については、監査役や社外取締役を置き、	
	会社法の枠組みによるガバナンスを確保した。また、ガバ	
	ナンスの観点から利益相反に該当する者の範囲を内規で	
	明確に定めるとともに、海外交通・都市開発事業委員会委	
	員のコンフリクト処理等が適切に行われているか検証す	
	るため、第三者からなる投資ガバナンス委員会を設置し	
	た。これにより、海外交通・都市開発事業委員会に対して	
	監視・牽制を働かせる。	
	・経費支出の妥当性確保のため、会計規程等を整備した。	
	・適切な投資のための内部規程(投資運用指針)を整備した。	
(3)機構の長期収益性	・平成 26 年度は、支援決定の実績はなく、投資事業として	
	の損益も発生していない。	
(4)機構への民間出資者	・機構への民間出資者等について、機構の中立性及び幅広い	
等との関係	民間出資者等を確保する観点から適切な構成とした。	
	・機構の主な民間出資者等から意見を聴取するためのアド	
	バイザリー会議を開催した (平成 27 年 2 月 23 日)。	
(5)その他	・国土交通省と連携しつつ業務運営に取り組むこととして	
	いる。	

以上の通り、機構は、平成 26 年度においては、支援決定を行っていないため評価ができない項目が多いものの、投資運用指針の策定やアドバイザリー会議の開催など、適切な業務運営のための各種取組を講じている。さらに、民間企業からの案件相談への対応や支援決定に向けた案件審査など、今後の出資等に向けた活動を精力的に行っている。今後は、さらなる案件発掘を行い、平成 27 年度の早期に支援決定が行われることを期待する。

(3) KPI の達成状況

機構は、第3回官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議にて、以下のように暫定版の KPI を設定した。今後、正式に KPI を設定し、KPI の達成に向けて積極的に取り組んでいくことを期待する。

評価項目	KPI	成果目標
収益性	機構全体の長期収益性	1.0 倍超
	(総支出に対する総収入の比率)	
民間資金の海外プロジェクト	機構からの出資額に対する機構及び	2.0 倍超
への誘導効果	日本企業からの総出資額の比率	
海外市場への参入促進	支援案件に参加する日本企業数	10 社/年以上
		(平均2社/件以上)
	新規海外・地域進出企業数	1 社/年以上
	我が国に蓄積された知識、技術及び経	平均 1.5 点以上
	験の活用状況	
	(案件ごとに活用状況を1~3点の総合点数	
	評価し、その平均値を用いる)	